

## 第5回栄村震災復興計画策定委員会 確認事項及び検討事項

## I 第4回 栄村震災復興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）での確認事項

## 1 復興計画（案）の骨子について

提案された「復興計画（案）骨子」の内容を了承した。

なお、策定委員会での意見、さらに会議後1週間以内に提出された意見を踏まえ、文章の修正及び校正を委員長に一任することにした。

修正した「復興計画（案）骨子」をもって、7月中旬に全村民に配布し、意見を求めることにした。また、住民の意見は「復興計画（案）」に反映することにした。

## 2 復興交付金事業計画について

復旧事業を含めて、復興交付金事業の計画の策定にあたって、住民への情報提供を十分行うことが強く要望された。

## 3 復興関連事業（生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業）について

事業の復興計画とのすりあわせ、関連事業との関係を検討することが必要であることから、策定委員会との話し合いの場を設けることが強く要望された。

## II 第5回委員会で検討すべき事項

## 1 復興計画の1次案について

(1) 構成・目次の改正点（資料1-2）

①第I編 地震被害の実態、第II編 計画編の分離

・復興計画のキーワード：集落の再生、復興、総合性

・復興計画のキーワードに対応するように被害実態を示すことが重要

②第I編については、総合的な被害を明示

(2) 「復興計画（案）」の本文の例示（資料1-3）

## 2 第II編 第4章「復興計画の推進体制」について

(1) 復興計画を実際に運用するための方策として、「復興計画対策室（仮称）」の設置、それに対応する「（復興）委員会」の設置を明記した。

(2) 「復興計画対策室（仮称）」の設置

①復興に関する各種情報の集約化と共有の必要性は、毎回の策定委員会で述べられてきた。

②「総合的」な対応をしなければ、復興のための事業が有効に機能しない。

（これは、復興公営住宅の検討や雇用創出事業（通称・1億円事業）等、今までの策定委員会でたびたび議論となったことから明らかである。）

(3) 「復興計画対策室（仮称）」に対応する「（復興）委員会」の設置

①復興支援事業や利子補給事業等の説明、了解等の確認は、策定委員会のもとで行われてきた。

復興計画の策定・提出により、策定委員会は10月で終了する。今後は、復興支援事業、復興

交付金事業、さらには復興基金の利用等について十分議論する場が存在しなくなる。

そのためにも「（復興）委員会」が必要になる。

②どのような委員の構成にするか、検討が必要である。

（委員には、復興計画を熟知した策定委員会委員が 参画することが必要である。）

③今後、復興交付金事業等、多くの事業が申請、実施されることになる。事業実施のためには、県、村、（復興）委員会が密接な関係を持ち、復興計画に基づいた事業の実施体制を形成することが重要である。

#### （4）各種復興事業の実施

①各種の復興事業の実施に当たっては、それぞれに検討組織や推進組織が作られ、そこで十分検討された上で実施しなければならない。

②検討組織や推進組織の例として、第4回策定委員会で示された「復興基盤総合整備事業」の検討方法が参考になる。（資料3）

### 3 今後の策定スケジュール

次回の策定委員会において、復興計画の最終案を確認する。そのため、成文化した「復興計画（案）」を各委員に送付するので確認していただきたい。

- ・ 8月10日      【第5回策定委員会】・・・計画（1次案）策定に向けた最終確認
- ↓
- ・ 8月下旬      計画（1次案）を作成し、各委員に送付
- ↓
- ・ 9月上旬      【第6回策定委員会】・・・計画（最終案）を村長に提出